

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、監査役設置会社形態を採用しており、取締役会と監査役・監査役会により取締役の業務執行の監督及び監査を行っております。
業務執行については、執行役員制度を導入しており、業務執行機能と経営監視機能を分離し、意思決定プロセスの透明度向上、ディスクロージャーの強化、コンプライアンスの徹底等公正かつ透明性の高い経営を実施することを重要な課題と位置付けております。
また、取締役の責任の明確化を図るとともに機動的な体制構築を可能とするため、取締役の任期を1年としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・ブラザー工業株式会社退職給付信託口)	1,420,000	4.83
イオンフィナンシャルサービス株式会社	1,350,000	4.59
アイティフォー社員持株会	1,343,900	4.57
村上光弘	835,000	2.84
須賀井孝夫	800,600	2.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	584,300	1.99
明治安田生命保険相互会社	551,400	1.87
株式会社横浜銀行	500,000	1.70
ブラザー工業株式会社	430,000	1.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	411,900	1.40

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3 月

業種 情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 20 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 7 名

社外取締役の選任状況 選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4 名

監査役の人数 4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から年次監査計画概要書を受領するとともに、監査結果の講評時等には情報交換・意見交換を行っております。なお、会計監査人の監査講評は、定例監査後に都度実施しております。これ以外にも監査役は、必要に応じて会計監査人と連携を図っております。

社外監査役の選任状況 更新 選任している

社外監査役の人数 更新 2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新 2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
佐藤 誠	公認会計士					○			○	
小泉 大輔	公認会計士				○	○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
			公認会計士としての専門的な知見等により客観的、かつ、中立的な視点で経営の公

佐藤 誠	○	独立役員	正性、透明性を監督でき、また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役であるため。
小泉 大輔	○	独立役員	公認会計士としての専門的な知見等により客観的、かつ、中立的な視点で経営の公正性、透明性を監督でき、また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役であるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数 2 名

その他独立役員に関する事項

上記社外監査役は、取締役会や業務執行委員会等の重要な会議に出席し、適宜質問、意見表明を行うほか、取締役の業務執行の監査を実施しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役、執行役員及び従業員の仕事への意欲や士気を高め、一層の業績向上と企業体質の強化を図るため、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

対象者としては、業務執行に直接携わる取締役と従業員としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、短期及び中長期的な企業価値の向上を図ることを経営目標としております。役員報酬の体系及び水準を決定するにあたっては、その目標達成のためのインセンティブとして有効に機能させることを基本方針としております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補佐する担当セクションは、総務部となっております。
当社では、取締役会・業務執行委員会の資料もペーパーレスを実践しており、事前の書類配布は社内ネットワークシステムを用いて行っております。
また、事前に説明を要するような案件につきましては、取締役会及び業務執行委員会の開催までに議案についての説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度を採用しております。取締役は7名、監査役は4名のうち2名が社外監査役で、前記のとおり独立役員として指定しております。
したがって、当社の取締役会は、経営に対する十分な監督機能を有していると認識しております。
当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、経営環境の変化に迅速に対応するため2003年6月より執行役員制度を導入しております。取締役会のほか、原則月2回の定例業務執行委員会を開催し、業務の執行方針に関する事項の審議決定を行っております。

当社は、会計監査人として、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。
当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりであります。

公認会計士の氏名等および所属する監査法人名
指定有限責任社員業務執行社員千頭力 新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員業務執行社員原賀恒一郎 新日本有限責任監査法人

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

各事業に精通した責任者が取締役会に参画する体制の方が、現状はふさわしいため、社外取締役を選任しておりません。社外からのチェックという観点では、社外監査役による監査を実施しており、経営の監視機能面においては十分に機能する体制が整っていると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、毎年集中日を避け一人でも多くの株主の皆様にご来場いただけるよう配慮しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主の利便性の向上を図り採用しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、「適切な情報の開示」を企業行動規範の一つとして掲げ、法令遵守はもちろんのこと、お客様、株主の皆様並びに投資家の皆様から信頼を獲得するため、透明な経営を維持・継続し、企業情報を適切に開示してまいります。 情報開示につきましては、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」（以下「適時開示規則」）等により、適時適切なディスクロージャーを行うようにしております。 適時開示規則等に該当しない情報につきましても、投資家の皆様のご要望に応えるべく、できるだけ積極的に開示する方針です。 開示情報は速やかに報道機関へ提供するとともに、当IRサイトにも掲載いたします。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。説明は、社長自ら行うこととしています。決算説明会で使用したプレゼンテーション資料は、ホームページに掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	各種IR資料をホームページに掲載しております。 http://www.itfor.co.jp/ir/index.html ・コーポレートガバナンス、企業行動規範、社会貢献の状況、IRポリシーなどの経営方針 ・損益状況、資産状況、配当金の推移、主要指標の推移などの財務情報 ・株主報告書、FACTBOOK、決算短信、有価証券報告書、株主総会情報、決算説明会資料、開示情報など決算関連資料・株式情報、株価情報、株主還元情報、IRカレンダー、電子公告、各種IRリンクなどの情報	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する業務につきましては、経営企画部が担当しております。 IR担当役員：取締役執行役員管理本部長中山かつお IR事務連絡責任者：経営企画部長吉原明雄	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動規範において、適切な情報の開示について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業行動規範において、環境問題への取り組みについて規定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 事業運営の基本方針

当社は、以下の経営理念およびコンプライアンス方針に基づき、業務運営を行うものとしております。

【経営理念】

当社は、最新の情報技術とシステムインテグレーターとしての豊富な経験を生かし、お客様に最適なソリューションと最高の満足を提供することを通じ、社会の進歩発展に貢献することを経営理念としております。
また、当社は継続的発展のため、収益基盤ならびに経営管理体制を一層強固なものとし、株主、顧客、社員に対して満足、よろこび、安心を提供できる企業を目指してまいります。

【コンプライアンス方針】

当社は、今後の継続的発展のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠との認識のもと、すべての取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、高い倫理観に基づいて行動することにより、社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

2. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。
- (2) コンプライアンスの推進については、コンプライアンスに関する規程に基づき、取締役及び使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。
- (3) 社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、管理本部長または常勤監査役に通報しなければならないと定め、通報者に対しては、匿名性を保証するとともに不利益がないことを確保する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、職務執行上必要とする以下の文書、その他重要情報に関しては、文書管理に関する規程に基づき、適切に保存及び管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

- ・株主総会議事録と関連資料
- ・取締役会議事録と関連資料
- ・業務執行委員会議事録と関連資料
- ・取締役を決定者とする決定書類及び附属書類
- ・その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

- (2) 社内の重要情報や顧客情報に関しては、情報管理に関する規程に基づき保存及び管理を行う。

- (3) 業務執行上必要な個人情報に関しては、個人情報保護規程に基づき情報の取扱を行う。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、有事においては社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。
- (2) 平時においては、情報セキュリティ面、環境面、労働衛生面、製品安全面、品質面等で有するリスクを分析し、リスク管理に関する規程に基づき、そのリスクの軽減に取り組む。
- (3) 「コンプライアンス・リスク管理委員会」の下部組織として、「セキュリティ推進委員会」、「品質・安全管理推進委員会」、「オフィス効率化・環境整備推進委員会」を設け、各委員会が専門的な立場から、業務運営上のリスクを分析し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告するとともに、社内での研修等を随時実施しリスク管理の浸透を図る。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会を毎月適宜開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (2) 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役及び全執行役員が出席する業務執行委員会を毎月適宜開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係わる意思決定を機動的に行う。
- (3) 業務の運営においては、各年度予算を立案し全社的な目標を設定し、各部門においては、職務分掌及び職務権限に関する規程に基づき、その目標達成に向け具体策を立案、実行する。

6. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社企業グループ各社にコンプライアンス担当者を置くとともに、「コンプライアンス・リスク管理委員会」がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。
- (2) グループ企業の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と協議を行う。
- (3) 監査役は、当社企業グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を、実効的かつ適正に行えるよう会計監査人との緊密な体制を構築する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置くものとし、その人事については、監査役の意見を尊重した上で行う。

8. 補助使用人の取締役からの独立性

補助使用人は、監査の補助業務を遂行するにあたり、取締役からの指揮命令を受けないものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人、内部監査部門、顧問弁護士、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築する。

12. 反社会的勢力への対応

当社は、反社会的勢力排除に向けた基本方針を定め、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で対応するものとし、同方針を実現するために必要な体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、次のとおり「反社会的勢力排除に関する基本方針」を定め、反社会的勢力には毅然とした姿勢で臨むべく、体制の整備に取り組んでいます。

<反社会的勢力排除に関する基本方針>

1 当社は、社会の秩序、企業の健全な事業運営の脅威となる反社会的勢力との関係を遮断することの社会的責任、コンプライアンス及び企業防衛の観点からの重要性を十分認識し、反社会的勢力とは一切関係を持たず、一切の利益を供与しません。

2 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶します。また、不当要求には組織として対応し、毅然とした姿勢で対応します。

3 当社は、反社会的勢力から不当要求を受けたときに、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素より警察等の外部専門機関との連携強化を図ります。

＜反社会的勢力排除に向けた体制整備＞

反社会的勢力との関係を遮断するために、以下の体制を整備しています。

- ・不当要求防止責任者の任命及び顧問弁護士、所轄警察署、特暴連等との連携
- ・公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特暴連)に加盟し、特暴連会報、特暴連ニュース、特暴連が主催する研修会等へ参加することなどによる、情報収集

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社では、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、濫用的買収を防止することを目的として、当社株式に対する買付が行われる場合に、買付者または買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付に関する所定の情報の提供を求め、第三者委員会が当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保し、必要があれば当社代表取締役等を通じて買付者等との交渉を行うなどの手続を定めています。

また、当社取締役会は、敵対的性質が存する者からの濫用的買収を防止するための事前の防衛策として、停止条件付一部取得条項付別行的行使条件付新株予約権無償割当て（以下「対抗措置」といいます。）を決議いたします。買収防衛策の詳細につきましては、当社ホームページに掲載しております。<http://www.itfor.co.jp/ir/kaijipdf/kaiji140620-02.pdf>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

